

令和3年度

第2回福岡市地域包括支援センター運営協議会 議事録（要旨）

1 日 時

令和4年2月1日（火） 13時00分～14時40分

2 場 所

オンライン開催（事務局：TKPガーデンシティ PREMIUM 天神スカイホールサウスルーム）

3 出席者

福岡市地域包括支援センター運営協議会委員 16名（欠席：1名）

4 協議内容

(1) <協議事項1>地域包括支援センターの運営体制について

事務局	地域包括支援センターの運営体制について説明 (質問・意見なし)
-----	--

(2) <協議事項2>地域包括支援センターの運営概況について

事務局	地域包括支援センターの運営概況について説明
委員	認知症の人と家族の会（以下「家族の会」という。）も電話相談を受託していますが、成年後見や、コロナ禍による就労難を背景として「結局、親と一緒に私はどうしたらいいか？」というような自殺願望を伴う相談を1、2例、受け始めており、とても心配しています。 家族の会では対応できないため、「地域包括支援センターや弁護士に相談してください」と相談者に話している経緯があります。この統計では、家族の会で受けた相談内容と似たような統計項目の前年同期比が上がっており、状況がとても同じであると感じています。
会長	事務局からの説明のとおり、相談件数も増えてきている中、やはり様々に複雑に絡み合った問題ということですが、他に何か質問等がありますか。

委員 職員の PCR 受検数が 1 月に入ってオミクロン株を含めて当然増えていると思いますが、職員の受検は、例えば症状が出た場合なのか、濃厚接触者の場合なのかなど、大変な状況の中、どのような場合に受検しているのか教えていただきたい。

会長 PCR 検査の実施状況について、事務局、説明をお願いします。

事務局 まずセンター職員に自覚症状が出た場合は、すぐに受検しています。
今回の特徴は、ご家族、特にお子さんがいる職員の PCR 受検者が特に増えているということです。例えば、このような職員は、学校での学級閉鎖や保育園閉鎖、部活動での感染の可能性があるという情報が入ってきた時点で、運営法人の判断で自宅待機となり、すぐに受検してもらっている状況があります。自覚症状が出る前の感染可能性も考慮して受検していただいているところです。

委員 私たちも 1 月から無料検査を実施しており、かなり受検者数が増えています。このような状況の中で、センターの方もいろいろと大変だと思いますが、業務をよろしく願いいたします。

会長 他に質問等がありますか。

委員 コロナ感染拡大時において施設運営上の課題でもあるのですが、もしセンターで出勤できない職員が増えてきた場合、どのように事業を継続していくのか、また、1 つのセンターでもともと配属されている職員のみでは運営ができなくなったときに、そのセンター業務をどのようにカバーするのか等について、市の考えをお聞きしたい。

事務局 地域包括支援センターの業務継続の考え方ですが、2 か所以上のセンターを運営している法人と、1 センターしか運営していない法人があるため、一律に業務継続に向けた対応を同一化するというのは難しいものがあります。
実状としては、複数センターを運営している法人は、他のセンターや法人事務局から応援職員を該当センターに派遣のうえ、電話中心の対応に切り替えて業務を継続してもらっています。なお、業務継続という点では、総合相談支援業務、特に虐待対応については区のバックアップ体制を作っており、総合相談支援業務には、行政としても業務継続のための支援を行っています。
また、介護予防支援事業所のサービス調整等の業務については、行政ではカバーできないため、法人の中で対応していただいています。いずれにしても、今のところ他センターまたは法人事務局から応援職員を 1 名ないし 2 名、応援を必要とするセンターに派遣し、電話中心の対応に切り替えるなどして、業務を継続しているところです。

委員 はい、わかりました。大変でしょうが頑張ってください。

会長 他に質問等ありますか。

委員 相談件数は、令和3年度4-12月期は、令和2年度4-12月期と比べるとかなり戻ってきたということですが、新型コロナウイルスが流行する前の令和元年度から令和2年度の時は減っていたような気がしました。令和元年度と比較した令和3年度の同期比は伸びているのか、把握していたら教えていただきたい。

事務局 申し訳ありません。令和元年度4-12月期の数値が手元にないため、直接の比較はできませんが、令和元年度の実相談件数は27,284件でした。そこから比べると、おそらく同じ水準程度に戻ってきているか、またはいないかだと思います。

委員 はい、ありがとうございます。次第に相談数が戻ってきているとのことで理解させていただきます。

※後日、委員への回答

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実相談件数	22,310	18,405	19,995
延相談件数	128,382	119,123	125,745

注) 各年度とも4-12月期

会長 他に質問等ありませんか。

委員 関連の質問です。

「権利擁護」の「保護」は前年同期に比べ2.5倍で26件から67件に伸びていますが、具体的にどういう状況の保護ですか。また、67件はコロナ禍前と比べておおよそ同水準なのか、それともとても伸びているのかを教えてください。

事務局 この保護に関する相談内容は、虐待や家庭内暴力を理由とする保護ではありません。考えられるものとしては、認知症の方で自宅に帰ることができないときに保護されたものが主になるかと思えます。

なお、令和元年度4-12月期の件数ですが、こちらの数値も現在手元にありません。後日、皆さまに回答したいと思います。

※後日、委員への回答

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保 護	82	26	67

注) 各年度とも 4-12 月期

会 長

他に質問等はありませんか。

この4ページ、5ページに整理されたように、相談件数は内容別に詳細に見れば、かなり増えている相談内容もあるということです。

私からは、5ページの「その他」の「家族関係」について、これはどのような相談内容なのですか。

事務局

家族関係の中に分類される相談内容は、家族内または親族間のトラブル、ご本人ではないのですが家族全体として抱えている悩み、65歳未満のお子さんの就労問題などになります。

会 長

どちらかという、やや、8050的な問題も含まれるということですか。

事務局

家族関係の4,900件の中にどの程度お子さんの就労や自立に関するものが含まれているかということは、この数値からははっきりと言えませんが、要素としてはあると考えています。

最近、地域包括ケア推進課では、遠方の兄弟との関係についてのご相談も受けており、家庭裁判所の調停にもつれ込んでいる相談も受けています。このような相談も含まれてきますので、内容的に8050だけではないということになるかと思います。

会 長

ありがとうございます。他に質問等がありますか。

それではまた、協議会の最後で全体的な話に戻りますので、先に進めさせていただきます。

(3) <協議事項3> 令和3年度地域包括支援センターの運営の評価等について

- 会 長 令和3年度地域包括支援センター運営の評価等についてですが、評価そのものがなかなか難しく、また、事務局の人員や時間が限られているという問題もあるため、かねてからの大きな宿題を引き継ぎながら取り組んでいただいているところです。
それでは事務局お願いします。
- 事務局 令和3年度地域包括支援センターの運営の評価等について説明
- 委 員 2点、質問と意見があります。
1点目は、11ページの「包括的・継続的ケアマネジメント支援」についてです。上段の表中「(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築」について、介護支援専門員等が地域包括支援センターと連携体制づくりを行っているということと、下段の表中「センター巡回から見えたこと」ということで、センターによるケアマネジャー支援として、2つ目の「ケアマネジャーに引き継いで1か月後を目途にサービス利用状況等を確認することで、サービス導入が進まないケースを把握でき、また、顔の見える信頼関係を深めることにつながっている。」、そして4つ目の「センターとケアマネジャーによる支援困難なケースの振返りが、重要度を増している。」ということですが、この内容は、予防プラン、介護プランのどちらのことを示しているのか教えていただきたい。
2点目ですが、14～15ページの評価についてです。
当然、居宅介護支援事業所も公正・中立ということはずっと言われていますが、LIFE（科学的介護情報システム）が導入されたことを受け、今後の“公正”“中立”というものが変わってくるのではないかと思います。
委託先が同一法人に偏っていても LIFE 等でどんどん評価が上がっている事業所であれば、同一法人であってもまったく良いのではと思っています。このため、今後、この評価等のあり方が変わってくるのではないかと思います、2点目として意見させていただきました。
- 会 長 それでは、事務局お願いします。
- 事務局 1点目についてですが、介護に対するプランなのか予防に対するプランなのかという観点では特に捉えてはおりません。居宅介護支援事業所に勤務されているケアマネさんを対象として支援を行う場合もありますし、同じセンター内にいる介護予防支援事業所のプランナーさんを対象に行う支援も含まれます。
- 会 長 それでは2点目についてお願いします。

事務局 2点目についてですが、申し訳ありません、介護支援事業所の評価方法が、LIFEの導入で変わってきているのでしょうか。LIFEを知らないため、教えていただけないでしょうか。

委員 介護サービス事業所にLIFEが導入され、今、国はデータ入力を進めていますので、「同一事業所を利用しているから、よろしくない」というような評価上の見方は、今後、変わってくるのではないかと思いますので、発言させていただきました。

事務局 今、委員が言われました、「同一事業所を使っていることが良いか悪いか」という視点では、今現在も特に評価はしておりません。介護保険法の中に書いてありますのは、“公正”“中立”ということです。“公平”ではありませんので、割合が高いからといって一概に悪いというような評価は元々行っていません。

「サービスを利用される方が正当な理由でサービスをご利用いただいている、その結果、利用者の在宅介護についてそのサービスが資するものであれば、特に問題はない。」という考えのもと、在宅介護の質を担保するため、事業者の都合が優先されていないかという観点から、事業者の利用割合が高いときに限りセンターに理由を確認しているところです。

したがって、いまいって、“公正”“中立”な運営に関する評価の考え方は、おそらく基本的には今後も変わっていかないものと考えています。

会長 よろしいですか。他に質問等がありますか。

委員 2点、質問です。

まず1点目です。8ページの「センター巡回から見えたこと」の中に、コロナ禍の影響として「入院から在宅生活に切り替えるがん末期患者の増加に伴う介護サービス利用増への対応に迫られている」という記載があります。これは、例えば人生会議、アドバンスケアプランニング（ACP）の周知が徹底したことが理由なのか、それともコロナによる面会制限に伴って家族と会えないから在宅にと認識されているのか、どちらでしょうか。

2点目は、10ページで同じく「センター巡回から見えたこと」ですが、虐待、養護者支援という意識がすごく高く素晴らしいなと思うところですが、例えば、やむを得ない事由による措置の後に養護者と被虐待者との関係の再構築などに取り組んでおられるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

事務局 まず1点目については、面会制限に伴う理由と聞いています。ACPという報告は特に聞いていません。現在、ACPの周知・普及については、積極的に進めている区があるなど、取り組んでいるところですが、今回の入院から在宅生活への切替えについては、面会制限が主な理由と認識しています。

2点目の、やむを得ない事由による措置後の養護者と被虐待者との関係再構築に向けた取組みについては、可能などときには回復に努めているところですが、積極的な実績として上がってきているのかということになりますと、確認は特にできていません。元々、やむを得ない事由による措置自体をできるだけしないでいいような形で対応・支援し、その上で虐待対応をしているという手法を取っています。

今後、養護者支援、そして可能であれば家族関係の修復というところに、取組み方の視点を少しずつ移していく必要はあるかと思っています。

会 長 他に質問等はありませんか。

委 員 9 ページ、「虚弱高齢者の把握」の中の 1 つ目「高齢者見守りチェックシート」ですが、ある委員会で、博多区において薬剤師会さんとの協力で使っている見守りチェックシートを見せていただきました。このシートは提供してもらえたり、ホームページで公開されていたりしますか？または、福岡市に言えば提供していただけますか？薬剤師会さんが使っているシートとは違うものがあれば、ご紹介いただきたいと思います。

事務局 ありがとうございます。見守りチェックシートは、各センターが工夫して作成していることもあり、現在、複数の種類を確認しています。市としての統一的なシートはありません。配布先も例示では薬局を記載していますが、薬局用のほかに民生委員用や金融機関用など、活用していただく関係機関にあわせて作成している状況がありますので、現状を確認した上で共有できる状態になりましたら共有させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 ありがとうございます。家族の会で電話相談を受ける時に、このチェックシートを見ながら、「これは、こういうふうにしたらいいですよ。」というような形で活用できると思っています。また、ケアマネさんなどが活用されたらいいのかなと思いました。独自に作っていくこともありだと思いましたが、作っていく際には参考にさせていただければと思います。ぜひ家族の会で、情報共有させていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。センターも毎年少しずつ工夫をしながら作ってっております。最新版のものを確認のうえ、共有させていただきたいと思っております。

会 長 どうもありがとうございました。他に質問等がありますか。

(質問・意見なし)

それでは、協議事項3について承認ということで進めたいと思います。

(4) <協議事項4>令和4年度地域包括支援センター運営指針(案)について

事務局	令和4年度地域包括支援センター運営指針(案)について説明
会長	変更理由としては、基本的に福岡市が取りまとめた地域包括ケアアクションプラン等に基づいて、運営指針の内容も合わせていったらどうかということです。 何か質問等はありませんか。 (質問・意見なし) 協議事項4について承認ということで進めたいと思います。

(5) <協議事項5> 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業業務の居宅介護支援事業者への一部委託について

事務局 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業業務の居宅介護支援事業者への一部委託について説明

委員 ここでお礼とお願いです。今、申し上げていいか迷いましたが、この協議事項の中で、地域包括支援センターが介護予防支援業務を居宅介護支援事業所に委託する件がありましたので、ここで発言させていただきたいと思います。

まずお礼です。

令和3年度4月からの介護予防支援業務委託に関しての連携加算についてですが、加算の全額を居宅介護支援事業所にいただける形となっており、ケアマネさんたちがとても喜んでおりました。ありがとうございました。

次にお願いです。

これは、業務委託のあり方だと思うのですが、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に介護予防プランの作成業務を委託する方法が始まって10数年が経ちますが、居宅介護支援事業所が立てた介護予防プランを地域包括支援センターに届け出て、承認の印鑑をいただき利用者のもとへという業務の流れになっています。

受託したということは、当然、それなりにしっかりと対応できる事業所であるということ、また、介護予防支援事業所の場合は、実務研修を受けて1年目の職員がいらっしゃるのですが、居宅介護支援事業所のケアマネジャーさんは既にそれなりの経験がある方です。ぜひ、委託先にすべてを任せるという形に業務委託のあり方を今後検討していただけないでしょうか。今すぐの検討をということではありませんが、意見として述べさせていただきますので、ぜひご検討をお願いしたい。

会長 2点目については、意見ということで取り扱わせていただきます。

では、協議事項5について承認ということで進めたいと思います。よろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

(6) 福岡市成年後見推進センターの運営概況について（報告）

事務局	福岡市成年後見推進センターの運営概況について説明
委員	成年後見推進センターの相談件数が3か月で159件、ケース検討会議が4件、受任者調整会議が17件とのことですが、例えば、当初業務目標や3名の社会福祉士の配置数に対する評価など、何か業務評価があればお願いします。
事務局	業務目標は、特に定めていません。令和3年10月1日の開設以来、相談件数は順調に伸びてきているのではないかと考えています。 また、ケース検討会議、受任者調整会議についても、適切に相談機関や区から事案があげられてきており、後見人の申立てから後見人決定の審判までの家庭裁判所における時間が、かなり短縮されていると聞いております。
会長	他に質問等がありますか。
委員	受任者調整会議を経て審判請求後、三士会（弁護士会・社会福祉士会・司法書士会）に後見人候補者の推薦を依頼しても「適任者がいない」という理由で候補者の調整がないまま戻ってきたケースは、これまで受任者調整会議に諮られた17件の中でありましたか？
事務局	これまでのところ、そのようなケースはありません。
委員	ないとのこと。良かったです。ある自治体の受任者調整会議委員をしていますが、最近、質問したようなケースが増えてきていたので、少し心配していました。ありがとうございます。
会長	他に質問等はありませんか。 それでは全体を通して質問、意見がありましたらお願いします。
委員	14ページの指定介護予防支援事業に係る評価についてです。 毎回の協議会で感じているのですが、要支援1・2の方の予防ケアプラン作成について特定の事業所に偏りが無いかという評価をしていますが、先ほど説明があったように“公正”“中立”という視点からの評価であって、“公平”という視点からの評価ではないとの説明で、特定の事業所に偏っても悪くはないという説明ですが、今の評価方法自体が、本当に“公正”“中立”なのかと毎回感じており、方法がこのままでいいのかと、いつも疑問に思っている質問です。

事務局

この評価手法を取り始めて数年経過していますが、今現在、私どもが把握できる資料を基にサービスを利用した結果について、事業者の選定が意図的にどこかに偏っていないかという観点から、センター業務の“公正”“中立”が確保されているか否かを判断しているところです。

事業者の偏りだけで“公正”“中立”をチェックしていくことが良いのかということについては、確かに、今後検討課題としては出てくるのではないかと考えています。

一方で近年、サービス事業所も淘汰が起こっており、圏域によっては事業者が1~2箇所しかないような圏域もあります。

現状としましては、センターが、ある特定の事業者に意図的に繋いでいないかという点をチェックし、第三者の皆さんから見たときに、「意図的に特定の事業者に繋いでいるのでは？」と思われるものについては、センターに「意図的に特定の事業者に繋いでいるのではない」という理由を確認することによって、業務の“公正”“中立”を確保しようとしているところです。

このセンター業務の“公正”“中立”に関する評価については、他の自治体の評価手法も参考に見ていますが、介護保険法に規定されている“公正”“中立”を、どのように第三者から見ても評価できるようにしていくのかというところは、現状ではなかなかこれといった評価手法がない状態です。このような中、この評価手法を用いているところです。

委員の意見については、今後の介護保険制度や国の指導を踏まえ、何をもって“公正”“中立”な業務と言えるのかということについて、今後も引き続きの検討課題として取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

会 長

委員よろしいですか。

委 員

はい、ありがとうございました。

委 員

全体的に見ていて、やはりセンター職員の負担がとて増えているなと思います。

訪問による相談対応も令和2年度・3年度の前年同期比で増えています。コロナ禍の中、電話による相談対応に切り替えたりしているとのことですが、実際、感染対策を取りながら訪問されています。また、障がいのある方や生活に困窮している方もとて増えています。このような中、令和4年度の職員は、令和3年度に比べて2名しか増えていないので、今後、職員が増えていくのか疑問に思いました。

また以前、職員さんからお話を聞いたとき、実際、対応・支援に動いているのが、社会福祉士だという話を聞いたことがあるのですが、三職種の中で社会福祉士を増やしていくのか、ということが気になりましたので質問しました。

会 長

地域包括支援センターの職員体制の充実にに向けた取組みについて、少し説明していただいたら、委員への回答になるのではないかと思います。この点も併せてよろしくをお願いします。

事務局

地域包括支援センターの職員体制の強化についてですが、これまでの大きな流れとしては、平成 26 年度まで 39 箇所だったセンター数を平成 27 年度に 57 箇所に増設したことで、まず地域にとっての身近な相談窓口体制を築いています。

この増設に伴いセンター1 箇所あたりの配置職員数の減少という問題が生じましたが、6 年ほどかけて順次、特にここ 2、3 年は 10 人ペース程度の増員を行い、令和 3 年度で 264 名の体制としています。その結果、1 センター当たりの配置職員数は、平成 27 年度の 57 箇所に拡大した当時は、平成 26 年度の 4.0 名から 3.6 名に一時的に落ち込みましたが、今は 4.6 名と回復し、さらなる増員となっており、職員体制は平成 26 年度の 39 センター時代に比べ充実・強化を図ってきているところです。

ただ、委員ご指摘のとおり、相談される内容が複雑化してきているということもあり、業務の質的な重たさをどのようにカバーしていくのかということが問題になってきています。

この対策としましては、職員定数上は現在、264 名ではありますが、福岡市独自の取組みとしまして、支援員という制度を設けています。この制度は、運営法人の判断で、例えば、若手職員の指導をできる力を持たれているベテランの方たちを職員定数とは別枠で「支援員」として配置できる制度です。支援員は、人材育成の面や、職員の業務負担が過重になっているセンターの業務の面で、どこのセンターでも行ける形でバックアップできる体制を法人が取れるようにしています。

なお、職員数の今後に充実については、今のところ介護保険法の中で高齢者 2,000 人あたり職員 1 人という職員配置基準があり、この基準の中で対応していく必要がありますので、市独自で増員ということは難しいところです。

センター運営の体制強化については、国の検討の動向、地域包括支援センターを志望していただける方の人材供給力のほかに、介護サービス事業所や施設等の労働力需要もあわせて見ていく必要もあると考えています。やはり医療・福祉・介護の労働力供給量とこれらサービスを必要とする方の需要量のバランスが問題になってくることもありますので、ここは様々な諸要素とのバランスの中で引き続き体制強化に努めていきたいと考えています。

またセンターの職員数だけではなく、7 つの区役所には保護課・地域保健福祉課・健康課といった専門部署を設置しています。また、障がい者の関係で言いますと区障がい者基幹相談支援センターという相談支援機関もありますので、このような関係機関同士のスムーズな連携をどのようにさらに高めていくのかということに取り組んでいく必要があると考えています。

会 長 委員、よろしいですか。

委 員 ありがとうございます。

会 長 私はお答えするような立場ではありませんが、私を見る限りでは福岡市も他の政令市と比べて前向きに職員体制の充実などに取り組んでこられているのではないかと思います。

しかしながら、いよいよ介護に関する問題が複雑化してきていますので、そういう点ではまだまだ前向きに取り組んでいただければと思います。

他に質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、本日の協議は終了したいと思います。

委員の皆様におかれましては、積極的な意見・質問をいただき誠にありがとうございました。

それでは進行を事務局に返したいと思います。

事務局 本日は、ご議論、ご意見いただきありがとうございました。

次回は7月から8月上旬での開催を予定しています。協議会開催の際にはあらためてご案内をさせていただきたいと思いますので、ご出席の程よろしくお願いたします。

本日は誠にありがとうございました。

(閉会)